

新潟県柏崎市プロポーザル方式実施取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市が発注する契約に関し、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、プロポーザル方式による随意契約を締結しようとする場合の事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 契約の受託候補者を特定する場合において、一定の参加資格を満たす者を公募又は指名選定し、当該契約に係る実施体制、実施方針、業務の履行に関する提案書等（以下「提案書等」という。）の提出を受け、必要に応じヒアリングを実施した上で、当該提案書等の審査及び評価を行い、契約の相手方として最も適した者を特定して行う契約方法をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式の実施について公告して参加者を募り、参加資格に適合する者の絞り込み等をし、提案を求め、当該契約の相手方として最も適した者を特定して行う契約方法をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 事前に定めた参加資格に基づき、プロポーザル方式の提案書等の提出者（以下「提案者」という。）を指名し、提案を求め、当該契約の相手方として最も適した者を特定する契約方法をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、価格のみの競争に適さない業務のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) アイデア、デザイン、技術力等を求め、提案者の資質によって、より効果的な事業実施が見込まれる業務
- (3) 本市において発注仕様を定めることが困難な業務又は標準的な業務の実施手続が定められていない業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(参加資格)

第4条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 当該年度の柏崎市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 次の期間において、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式にあっては、参加意向申出書兼誓約書(別記第1号様式。以下「参加意向申出書」という。)の提出期限から契約締結まで

イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知書の送付の日から契約締結まで

(3) その他選定委員会が必要と認める事項

2 対象業務において、入札参加資格を有する者がいない場合又は極端に少ない場合は、広く提案を求めるために前項第1号の規定を適用しないことができる。

(選定委員会の設置)

第5条 プロポーザル方式を実施するに当たり、次に掲げる事項の審議を行うため、発注する契約ごとに選定委員会を設置するものとする。

(1) プロポーザル方式の採用の適否及びその型

(2) 公募型プロポーザル方式における募集要件

(3) 指名型プロポーザル方式における提案書等の提出を要請する者

(4) 評価項目、評価基準、配点、要求水準、ヒアリングの有無、評価結果が同点の場合の取扱い

(5) 第12条に規定する受託候補者の特定

(6) その他受託候補者の特定に必要な事項

2 選定委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 委員長は、当該業務の所管部長が務める。ただし、全序的で重要な業務を対象とする場合は、副市長を委員長にする。

(2) 委員(委員長を含む。)は、当該業務を所管する課等(以下「所管課」という。)の部課長と所管課以外の部課長を加えた、5人以上をもって構成し、業務の内容、規模及び重要度に応じて、適宜学識経験者等を加えることができる。

3 選定委員会に係る事務は、所管課において行うものとする。

(実施の公表)

第6条 公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項を、ホームページへの掲載及び公告により公表するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案者の参加資格及び参加までの手続
- (3) 公表から受託候補者の特定までの日程
- (4) 受託者候補者を特定するための評価基準
- (5) 担当部署
- (6) 提案限度額及びその他金額に係る条件
- (7) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 提案書等の取扱い
- (10) その他市が必要と認める事項

(質問及び回答)

第7条 プロポーザル方式に参加しようとする者で、質問があるものは、所管課に質問書(別記第2号様式)を提出することができるものとする。

- 2 前項に規定する質問書の提出は、参加意向申出書の提出期限の5日前(新潟県柏崎市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午後4時までとする。
- 3 前項の規定による質問書が提出された所管課は、質問回答書(別記第3号様式)を作成し、質問者へ回答するとともに、質問内容(質問者の情報を除く。)及び回答をホームページで公表するものとする。この場合において、類似する複数の質問書については、一括して回答することができる。ただし、質問書の提出期限を過ぎて提出された質問には、回答しないものとする。
- 4 質問に対する回答は、参加意向申出書の提出期限の3日前(休日を除く。)の午後5時までに行うものとする。

(提案者の参加表明手続等)

第8条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、当該公告において指定する日までに、発注する契約ごとに、参加意向申出書及び必要書類(当該公告において指定された場合に限る。)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の参加意向申出書の提出があったときは、選定委員会に

諮って、第6条第2号の規定に基づく参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

(公募型プロポーザル方式の参加資格確認の通知)

第9条 市長は、参加意向申出書を提出した者に対し、公告において指定する日までに、参加資格の確認結果を参加資格確認結果通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行う場合、提案者として参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。この場合において、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。

(提案書等の提出要請)

第10条 市長は、提案者として選定された者に対し、関係書類提出要請書（別記第5号様式。以下「提出要請書」という。）により、提案書等提出意思確認書（別記第6号様式。以下「意思確認書」という。）及び提案書等の提出を求めるものとする。

- 2 提案書等を提出しようとする者は、公告又は提出要請書において指定する日（以下「意思確認指定日」という。）までに、意思確認書を提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、省略することができる。
- 3 提案書等を提出する意思のない者は、意思確認指定日までに、意思確認書によりその旨を市長に提出しなければならない。
- 4 意思確認指定日までに意思確認書を提出しなかった者は、提案書等提出の意思がないものとみなす。

(提案書等の提出)

第11号 提案書等の内容は、当該業務の評価項目に照らし、極力簡潔なものとし、公告又は指名通知及び提出要請書で示す必要書類以外の追加資料は、受理しないものとする。

- 2 提案書等の提出後の記載内容の変更は、認めないものとする。
- 3 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(受託候補者の特定)

第12条 市長は、提案書等が提出されたときは、選定委員会に付議するものとする。

- 2 選定委員会は、必要に応じ提案者にヒアリング等を実施し、提案書等の審査及び評価を行い、当該契約に最も適した提案を行ったと認められる提案書等を特定し、市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により報告された提案書等を承認し、受託候補者に特定する。
- 4 前項の特定については、別に定める評価方法等により、あらかじめ定めた手順により行わなければならない。
- 5 第2項の審査及び評価の結果、提案者全員が要求水準に満たない場合は、受託候補者を特定しないことができる。

(受託候補者への通知等)

第13条 市長は、前条の審査結果に基づき受託候補者に特定された者及び特定されなかった者に、提案書等審査結果通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行う場合、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を記載するものとする。
- 3 第1項の通知により、受託候補者に特定されなかった者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。この場合において、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第14条 市長は、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じると認められるときは、選定委員会においてあらかじめ定めた基準に基づき、事前審査を実施し、基準を満たさない提案書等について選定委員会での評価対象としないことができる。

(提案書等の取扱い)

第15条 提出された提案書等は、提案者に返却しないものとする。

- 2 市長は、提出された提案書等を提案者に無断で使用してはならない。

(結果の公表)

第16条 市長は、受託候補者の特定後、プロポーザルの審査結果をプロ

ポーザル方式による結果の公表について（別記第8号様式）により、公表するものとする。

（提案資格の喪失等）

第17条 提案者として選定された者が、選定後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提案書等が提出期限を経過して提出されたとき。
- (4) 選定委員及びその他の関係者に対して、故意に接触を求めたとき。
- (5) その他選定委員会が不適格と認めたとき。

2 受託候補者が、契約の締結までの間に前項各号に該当することとなつたときは、受託候補者の特定を取り消すものとする。

3 前2項の場合において、市長は、当該提案者又は受託候補者に対し、理由を付して通知しなければならない。

（指名型プロポーザル方式の実施要件）

第18条 指名型プロポーザル方式は、業務の内容、性質及び目的から公募型プロポーザル方式に適しないと認められる場合にのみ行うものとする。

（指名業者の選定）

第19条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、選定委員会に諮って、当該契約に係る参加資格を有すると認められる者の中から、提案者とする者の選定を行うものとする。

（指名の通知）

第20条 市長は、前条の選定を決定した場合は、当該提案者に対し、参加指名通知書（別記第9号様式）により第6条各号に掲げる事項を通知し、意思確認書及び提案書等の提出を求めるものとする。

（準用）

第21条 第10条第2項から第17条までの規定は、指名型プロポーザル方式について準用する。この場合において、第10条第2項中「公告又は提出要請書において指定する日」とあるのは「指名型プロポーザル方式指名通知書において指定する日」と読み替えるものとする。

（委任）

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(契約の締結)

第23条 市長は、受託候補者として特定した者と当該業務について、随意契約により契約を締結するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

柏崎市長様

住所

商号又は名称

印

代表者職氏名

参加意向申出書 兼 誓約書

次のプロポーザルの参加を申し込みます。なお、この申出書及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

連絡担当者

所属

氏名（ふりがな）

電話

ファクス

E-mail

別記

第2号様式（第7条関係）

年　月　日

質問書

業務名 :	
質問者	
商号又は名称	
代表者職氏名	
質問者所属	
質問者氏名	
連絡先（電話・ファクス・メール）	
質問事項	

(注意)

- 1 質問書は、本プロポーザルの所管課に提出してください。
- 2 質問書提出期限を過ぎて提出された質問には回答しません。
- 3 回答は、質問書提出期限の日から起算して3日（休日を除く。）以内に質問者に対して電子メール等により行います。あわせて、質問及び回答の内容をホームページで公開します。

別記

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

プロポーザル参加予定者 各位

柏崎市長

(公印省略)

質問回答書

新潟県柏崎市プロポーザル方式実施取扱要綱に基づき、下記のとおり回答します。

記

業務名；	
質問事項	回答

別記

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）

（代表者職氏名）様

柏崎市長

印

参加資格確認結果通知書

参加申出のあった次の業務について、参加資格の確認結果を通知します。

業務名：

結果①：参加資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに担当へその旨を記載した書面を提出してください。

担当者

所属

氏名（ふりがな）

電話

ファクス

E-mail

別記

第5号様式（第10条関係）

年　月　日

（商号又は名称）

（代表者職氏名）様

柏崎市長

印

関係書類提出要請書

このことについて、《プロポーザル名称》に係る次の書類を所定の提出期限までに提出される
よう、通知します。

1 提出意思確認書（提出期限： 年　月　日（ ）午後 時必着）

2 提案書等一式（提出期限： 年　月　日（ ）午後 時必着）

※《プロポーザル名称》実施要領で定める提出書類を御用意ください。

3 質問書（提出期限： 年　月　日（ ）午後 時必着）

4 ヒアリングを実施する場合の実施日時及び会場

担当者

所属

氏名（ふりがな）

電話

ファクス

E-mail

別記

第6号様式（第10条関係）

年　月　日

柏崎市長様

住所

商号又は名称

印

代表者職氏名

提案書等提出意思確認書

それぞれの期限までに提出します。

次の業務について提出要請のあった書類を

提出しません。

業務名：

連絡担当者

所属

氏名（ふりがな）

電話

ファクス

E-mail

別記

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）

（代表者職氏名）様

柏崎市長

提案書等審査結果通知書

貴社から提出のあった次の業務の提案書等について、審査が終了しましたので、その結果を通知します。

業務名：

結果① 最適であると特定しました。

契約等の手続については、別途連絡します。

結果② 次の理由により特定しませんでした。

理由：

担当者

所属

氏名（ふりがな）

電話

ファクス

E-mail

別記

第8号様式（第16条関係）

プロポーザル方式による結果の公表について

年　月　日

柏崎市長

(公印省略)

下記のとおりプロポーザル方式により、受託候補者を特定したので、審査結果を公表します。

記

1 プロポーザル方式の型	
2 業務名	
3 業務概要	
4 受託候補者 商号又は名称 所 在 地 代表者職氏名	
5 総合評価点（得点順）（　　点満点） 1 点 2 点 3 点	
6 受託候補者の選定理由	
7 備考	

担当課

所 属

電 話

ファクス

E-mail

別記

第9号様式（第20条関係）

年　月　日

（商号又は名称）

（代表者職氏名）様

柏崎市長

（公印省略）

参加指名通知書

下記により、プロポーザルを実施しますので、参加されますよう、通知します。

記

- 1 業務名、業務内容及び履行期限
- 2 提案者の参加資格及び参加までの手続
- 3 指名通知から受託候補者の特定までの日程
- 4 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法
- 5 担当部署
- 6 提案限度額及びその他金額に係る条件
- 7 要請手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 8 契約書作成の要否
- 9 提案書等の取扱い
- 10 その他市長が必要と認める事項

連絡担当者

所属

氏名（ふりがな）

電話

ファクス

E-mail